

認証評価結果に対する改善報告書②

令和2年7月27日

1. 大学名：青森大学

2. 認証評価実施年度：平成29年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-3

○大学学則第53条第3項(3)「第二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、明確には定められておらず、周知されていない点は改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目：3-3

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針等を改訂する際には、当該教授会の意見を聴くことを予め決めておくことが適切と考え、平成29年12月19日、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものに係る定め」を学長裁定として決定し部長会等を通じ、全教職員へ周知した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目3-3の資料

- 3-3-1 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものに係る定め（学長裁定）
- 3-3-2 平成29年12月部長会議事録
- 3-3-3 令和2年5月青森山田学園理事会議事録